

審査基準

○ 指定自動車教習所の指定(第 99 条第 1 項)

令和 6 年 8 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 99 条第 1 項
処分の概要	指定自動車教習所の指定
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	<p>道路交通法第 99 条(指定自動車教習所の指定)、第 99 条の 2(技能検定員)、第 99 条の 3(教習指導員)</p> <p>道路交通法施行令第 35 条(指定自動車教習所の指定の基準)</p> <p>道路交通法施行規則第 32 条(コースの種類、形状及び構造の基準)、第 33 条(教習の時間及び方法)、第 34 条の 3(指定前における教習の基準)、第 34 条の 4(指定前における教習を修了した者に対する技能試験)</p> <p>技能検定員審査等に関する規則第 6 条(技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定)、第 14 条(教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定)</p> <p>指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第 1 条(教習の科目の基準の細目)、第 2 条(教習時間の基準の細目)、第 3 条(教習方法の基準の細目)、第 4 条(教習方法の基準の細目)、第 5 条(指定前における教習の基準の細目)</p>
審査基準	指定自動車教習所の指定の基準は、別紙によるもののほか、指定自動車教習所の指定等に関する規程(昭和 49 年岡山県公安委員会規程第 1 号)のとおり。
標準処理期間	30 日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	交通部運転免許課教習所係
問い合わせ先	交通部運転免許課教習所係